

介護保険料が 変更になります

平成 22 年
4 月から



■問い合わせ先 高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

○第 1 号被保険者 (65 歳以上の人) の介護保険料が変わります

第 1 号被保険者の保険料は 3 年に一度見直しが行われ、昨年の 4 月に第 4 期介護保険事業計画に基づき、平成 21 年度から 23 年度までの保険料の改定を行いました。その際に、介護従事者の人材確保や処遇改善を図る目的で、3%の報酬改定が行われ、これに伴い上昇する保険料の負担軽減を図るため、国より補填が行われています。補填額は、21 年度は報酬改定により上昇する保険料額の全額、22 年度は半額になります。その結果、21 年度、22 年度は保険料の軽減が行われ、21 年度から 23 年度までの保険料は毎年変更されます。

●補填に伴う保険料年額 (基準額) の算定方法

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保険料年額 (A)	46,920 円	46,920 円	46,920 円
国からの補填 (B)	1,440 円	720 円	—
実際の支払額 (A-B)	45,480 円	46,200 円	46,920 円

※表中の保険料年額 (A) は、基準額の場合を例に挙げています。



●所得段階別保険料 (表中の が基準額)

該当者	保険料段階	平成 21 年度 保険料 (年額)	平成 22 年度	平成 23 年度
			保険料 (年額)	保険料 (年額)
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	第 1 段階 (基準額 × 0.5)	22,740 円	23,100 円	23,460 円
世帯全員が 市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	22,740 円	23,100 円	23,460 円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	34,110 円	34,650 円	35,190 円
世帯内に市 民税課税者 がいる場合	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	40,932 円	41,580 円	42,228 円
	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	45,480 円	46,200 円	46,920 円
本人が市民 税課税	合計所得金額が 125 万円未満	50,028 円	50,820 円	51,612 円
	合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満	56,850 円	57,750 円	58,650 円
	合計所得金額が 200 万円以上 700 万円未満	68,220 円	69,300 円	70,380 円
	合計所得金額が 700 万円以上	79,590 円	80,850 円	82,110 円